

障がい者控除対象者認定制度は 周知徹底されているか

申告前の1月に町報で知らせる



稲留 光晴 議員

対象者は何人か。

3月31日現在は744名

町長

申請可能者は要介護1から5までの方で744名である。

認定書を何人に交付したか

稲留議員

申請可能者744名の内、認定書を何人に交付したか。

3年間で83名である

保健福祉課長

30年度26名、29年度28名、28年度29名である。

補聴器購入で補助対象者は何人か

稲留議員

聴覚障がいでの公的助成があるが、補聴器購入で補助対象者は何人か。

申請可能対象者は何人か

稲留議員

要介護認定を受けている人がこの対象者であるが、申請可能

聴覚障がい該当者で11名が補助を受けている

町長

本年6月時点で、聴覚障がい該当する旨の身体障がい者手帳を持っている方は91名で、11名が補助を受けている。

聴覚障がいと認知症の因果関係の説明を求め

稲留議員

障がい者手帳のない方でも高齢化や、難聴度が公的援助として認められない方は補聴器が認知症予防に役立つと考えるがどうか。

難聴は認知症発症の危険因子であるとされている

町長

現段階で若干の難聴あり、日常生活に支障があるというそれだけでは補聴器補助対象には限界がある。難聴が認知症発症の一つの危険因子であるとされているのでその救済策も国で講じていただきたい。

就学援助対象品目はどんなっているか

稲留議員

就学援助は小・中学生がお金の心配なく学べるように学用品

費や給食費などを支給する制度である。本町はその対象項目は何か。

要保護世帯は全13品目、準要保護世帯は7品目である

教育長

2010年度から要保護児童・生徒援助補助金の対象品目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加され、2019年度から卒業アルバムなど費用が追加され、全13品目が支援対象となっている。

就学援助対象項目

8	要保護世帯	1	準要保護世帯
	右記1～7品目は同じ	2	学用品費
9	クラブ活動費	3	通学用品費
10	生徒会費	4	新入学児童・生徒学用品費
11	PTA会費	5	校外活動費
12	卒業アルバム費	6	修学旅行費
13	通学費	7	学校給食費
	体育実技用具費		医療費

準要保護世帯の援助品目の金額

	小学校	中学校
学用品費	11,520	22,510
通学用品費	2,250	2,250
校外活動費	1,580	2,290
新入学児童・生徒学用品費	50,600	57,400
修学旅行費(実費で、経費だけ補助)	21,670	60,300

準要保護世帯援助費が1万円上がっているがどうか

稲留議員

準要保護世帯へは援助費が1万円上がっているが援助項目の金額はいくらになっているか。

新入学児童・生徒学用品費が二万円上がっている

教育長

学用品費が小学校入学時5万6000円、中学生が5万7400円である。